

特別支援教育と発達支援システム

藤井 茂樹

(滋賀県甲西町発達支援室)

要 旨：甲西町発達支援システムをベースにおいた特別支援教育の在り方を、文部科学省の施策と照らし合わせて検討した。障害のある子ども一人一人のニーズに応じた支援を、乳幼児期から学校卒業後まで一貫してシステムの中で実施するには、個別指導（支援）計画を基本におきながらのコーディネート機能が重要である。ライフステージに応じた縦への支援と教育・福祉・保健・就労の関係機関の横の連携によるサービスの提供には、発達支援室のような関係機関の職員の兼務によるグループ制の業務は有効であると考えられる。

Key Words： 発達支援システム、特別支援教育、コーディネート

．はじめに

平成14年12月に、平成15年度からの新しい障害者基本計画が閣議決定され、さらに、始めの5年間を対象とした重点施策実施5カ年計画（新障害者プラン）が示された。この基本計画の基本方針は、障害のある子ども一人一人のニーズに応じてきめ細かな支援を行うために乳幼児期から学校卒業後まで一貫して計画的に教育や療育を行うとともに、学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症などについて教育的支援を行うなど教育・療育に特別のニーズのある子どもについて適切に対応することとした。筆者の勤務する甲西町においては、平成14年4月、特別な支援を要する人に対し、乳幼児から学校卒業まで、個のニーズに応じた一貫したサービスを提供するための発達支援システムを開始した。学校や園を含め、自治体の関係機関をコーディネートし、発達支援センターと個別指導計画を中核としたシステムである（藤井、2003）。このシステムは、住民の強い要望があり実現したものであるが、今後この町単独事業を文部科学省の特別支援教育施策の後押しを受け、より充実したシステムにしたいと考えている。本報告では、発達支援システム

をベースにおいた特別支援教育の在り方を、文部科学省の施策と照らし合わせながら検討したい。

．甲西町発達支援システム

甲西町発達支援システムは、教育・福祉・保健・就労・医療の関係機関間の横の連携によるサービスと、個別のケースごとの就学前から学齢期さらに就労に至るまで、個別の指導計画（IEP）・個別移行計画（ITP）による縦の連携によるサービスを提供するシステムである（図1）。支援体制の司令塔である発達支援室を役場内に、専門的支援の場としての発達支援センターをA小学校内に開設した。発達支援室は個別指導計画に基づく機関内のコーディネートを担い、個のニーズに応じ長期にわたって一貫した支援を統括する部署である。発達支援センターは、親子教室・早期療育発達相談室・ことばの教室（幼児・学齢）があり、子どもへの発達支援を行う業務と、乳幼児健診から何らかの支援が必要かどうかなどの相談を行う発達相談事業を行っている。

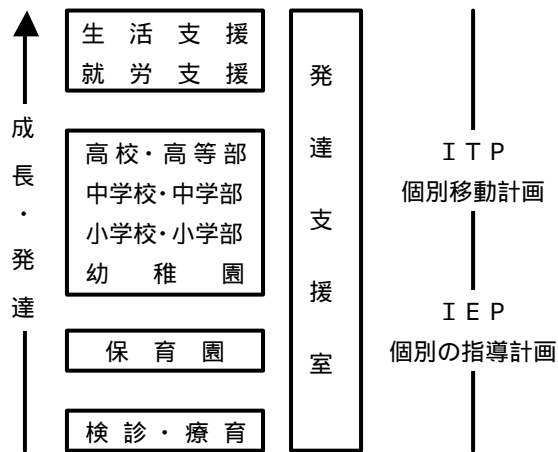


図1 発達支援システム

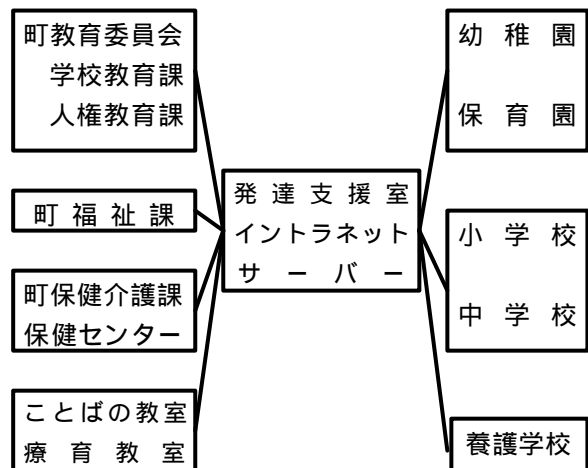


図2 発達支援ITネットワーク

1. 甲西町個別指導計画要綱

個別指導計画の対象者を乳幼児期から児童期を経て就労までの幼児・児童及び生徒ととし、特別な支援教育等の対応の必要性が生じ、具体的な教育対応を受け始めたときから就労までとした。この要綱に沿って、町で統一した様式を使い、発達相談・親子教室・早期療育発達相談室・保育園、幼稚園・小中学校・養護学校の各段階で個別指導計画が作成され、それぞれの場所で活用しきめ細かな支援がなされ、次のステージに引き継がれていく。個別指導計画を作成することがゴールではなく、作成のために保護者を含めた関係者が話し合い共通理解すること、作成した内容を学習や活動につなげることで、次の段階や担当者に必要な指導を引き継ぐことを目的としている。

小中学校における個別指導計画作成は、各校に個別指導計画作成委員会を設置し、複数の教員による計画作成を義務づけている。巡回相談員は、各事例、担任、学校への支援を研修や助言という形で行い、個別指導計画の作成と活用の支援をしている。必要があれば医療機関等を紹介し、連携しながら取り組むのである。この計画は「QOL」という視点を考えて立てるのだが、目標や手だての内容が曖昧なものにならないようにしている。

2. 発達支援ITネットワーク

町内に分散する各機関と家庭とを結んだ密接な情報交換を、乳幼児期から学齢期、就労までつなげるイントラネットモデルである(図2)。特徴的な機能は、「子どもの個別の会議室」での教育相談の積み上げである。この会議室では、担任には現在担当している子どもの個別の会議室のみが表示され、発達支援室やことばの教室等との会議がなされる。担任が交代し

た場合は、次の担任に引き継がれる。会議の教育相談の内容は、該当の保護者に開示することを前提としている。また、各機関の電子会議室があり関係機関との連絡が容易にできる。文献や身近な研修会の情報が得られたり、個別指導計画の各様式をダウンロードし印刷でき、指導のためのワークシートを取り出したりもできる。「チャット」では参加者同士がリアルタイムにネット会議ができる(図3)。

学校間ネットワークも、ITネットワークの機能であり、子ども同士の学校の壁を越えた交流目的としている。この交流には、チャレンジキッズ(滋賀大学教育学部附属養護学校で実施している全国版イントラネット)とも情報を共有し、全国の学校と交流を図っている。

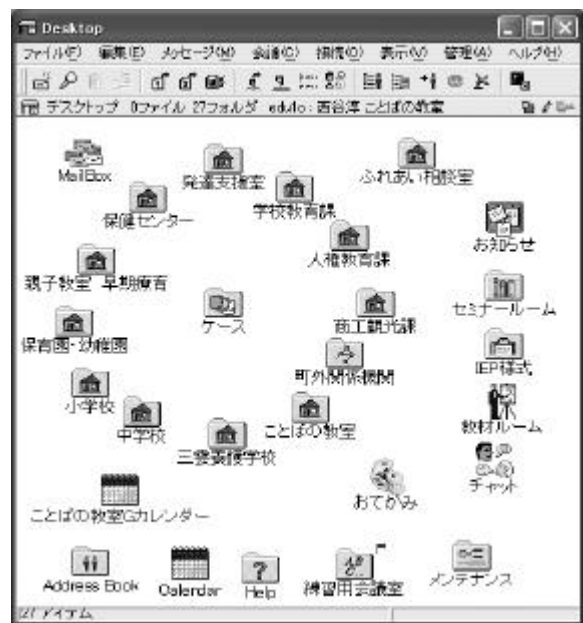


図3 ITネットワークのログイン後の画面

・特別支援教育と発達支援システム

文部科学省は、今後の特別支援教育の在り方についての最終報告(2003)を受け、従来の特殊教育の対象児に加えて、LD・ADHD・高機能自閉症の児童生徒を対象とした。一人一人の教育的ニーズを把握し適切な支援をするため、個別の支援計画の作成と実施、評価、特別支援教育コーディネーターの配置、広域特別支援連絡協議会の設置を提示した。

町においては平成12年度より、文部科学省の委嘱研究「学習障害児に対する指導方法等に関する実践研究」(滋賀県教育委員会・甲西町教育委員会、2002)を受け学習障害児の支援に取り組み、今年度からは「特別支援教育推進体制モデル事業」より、LD児に加えてADHD、高機能自閉症の児童生徒の支援の在り方について取り組んでいる。小中学校には、特別支援教育コーディネーターを校務分掌上位置づけ1名を配置し(教育相談担当、障害児学級担当、生徒指導担当、教務主任等から選ぶ)、校内委員会(校長、教頭、教務主任、生徒指導・教育相談・就学指導・保健委員会等の代表から成る)の設置をした。各校には3名の巡回相談員が定期的に訪問し、児童生徒の検査や支援の検討(個別指導計画の作成と活用)、教員の研修を行っている。この特別支援教育のシステムの統括は教育委員会の指導主事(発達支援室兼務)が行い、町全体のコーディネーターである発達支援室と共同で業務している(図4)。

巡回相談員は、発達支援室長と学校教育課指導主事が兼務で行っているため、町の発達支援

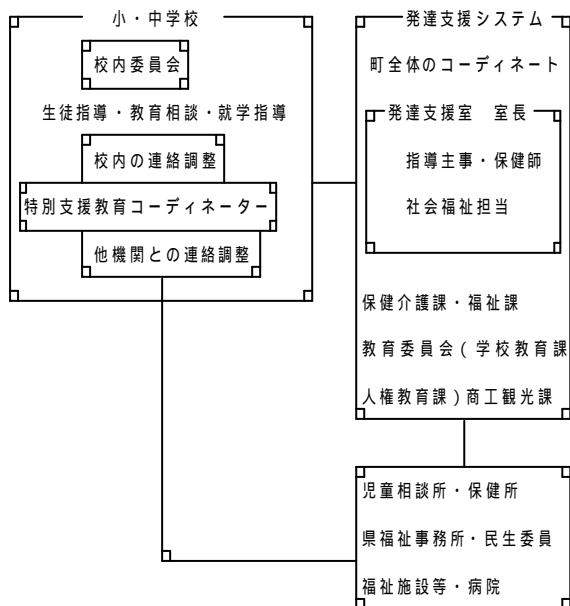


図4 発達支援システムと特別支援教育

システムが各小中学校でスムーズに活用できている。文部科学省が提示する教育委員会と福祉、医療、労働関係部局との連携は、甲西町においては発達支援室に各関係課の担当者が兼務することにより、より深く関係機関との連携が行われているといえる(図5)。合わせて、広域の特別支援連携協議会の業務も担っているのである。

・発達支援システムとコーディネート機能

特別な支援を要する人達には、乳幼児期・学齢期・就労期等のそれぞれのライフステージに応じた支援が必要である。日詰(2002)は、長い期間を通して相談の窓口となるコーディネーターの存在と的確に情報の伝達ができることや、洩れや待機が出ないような余裕を持った受け皿の整備・拡大、各機関が年齢で輪切りにしないで支援する時間的な枠を拡げることを求めている。町におけるそれぞれの時期の支援の現状を述べたい(表1)。

1. 乳幼児期

乳幼児期のコーディネーターは、発達支援室保健師が中心に行っている。乳幼児健診から発達相談までの相談業務は、母子保健担当保健師と発達相談員が行い、関係者の処遇検討会を経て療育教室やことばの教室など専門機関である発達支援センターにつながっていく。センターでは、個別指導計画が作成され、個々のニーズを把握して支援していく。この計画作成にあたっては保護者の願いを聞き、計画を立てた後もその都度保護者と話し合いながら実施して

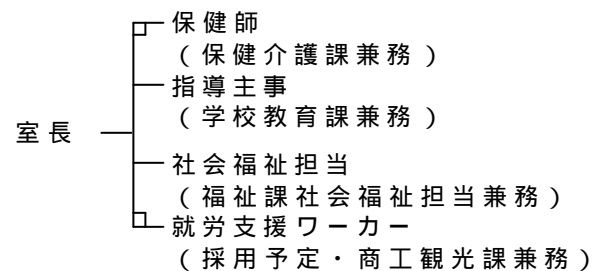


図5 発達支援室職員

表1 特別支援教育と発達支援システム

	就学前	学齢期	卒業後
支援	発達支援	教育支援	就労支援
I E P	個別指導計画	個別指導計画	個別移行計画
コーディネーター	各園の副園長が コーディネーター	各校に特別支援 教育コーディネーター	養護学校に特別 支援教育コーディネーター
支援場所	保育園・幼稚園	小学校・中学校	養護学校・高校
主管	福祉・教育	教育	教育・就労

いくのである。保育園や幼稚園に入園する場合は、センタースタッフと保健師が各事例の個別指導計画を通して園の担当保育士と話し合い、今後の支援の在り方を検討する。入園後もセンター利用するときは、定期的にセンタースタッフが園訪問を行い、保育園での個別指導計画作成に関わっていく。日頃の子どもへの相談は、ITネットワークの「子どもの個別の会議室」を活用し、専門機関（発達支援センター）や行政機関（保健・教育・福祉）と実施している状況である。タイムリーな相談ができ、ITが稼働してから1年がたつが、関係職員にはスムーズに活用されている。

2. 学齢期

町内全ての小中学校に校内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターを配置した。学校では、全教職員が一人一人の子どもへの支援に関わる。LD、ADHD、高機能自閉症の子どもの抽出を行い、心理学的アセスメントを実施し、個別指導計画を作成し日々の指導に活用する。

特別支援教育コーディネーターは、学校内の連絡調整と個別指導計画の作成や活用の調整を行っている。福祉、保健、医療等の関係機関の調整は、巡回相談員と連携をとりながら進めている状況である。校内委員会を通して、個々の事例に対し学校全体が向かい合う。つまり、学校長の学校経営、各担任の学級経営・授業改善（支援の工夫）等を実施しながらである。

3. 学校終了後から就労期

発達支援室の筆者と保健師がコーディネーターであり、生活支援や就労支援を行っている。不登校からひきこもり、虐待等の問題を、関係諸機関とのネットワークを活用しながらの支援である。障害のある人の就労については、雇用支援ワーカーを中心にハローワークや障害者職業センターと連携を取りながら支援を行っている。

・個のニーズに応じた個別支援・ コーディネート

具体的に、個のニーズに応じた個別支援事例の取り組みから、コーディネートの在り方を検討する。

事例 高機能広汎性発達障害の妹（保育園年長児）と保健室登校をしているアスペルガー障害の疑いのある小学3年生
高機能広汎性発達障害の妹は、4歳まで療育

を受け、その後ことばの教室で個別指導を受けている。保育園に通園するが、こだわり等があり朝登園に向けての対応に時間がかかった。姉は小学校1年生より登校をしぶり、不登校が続いた。担任や養護教諭の働きかけもあり、保健室登校が可能となり学校に来たり来なかったりの状態である。妹の登園の送迎が終わった後、母親は姉と共に学校へ行き保健室に2時まで一緒にいる。姉は給食を食べないので母親が代わりに食べ、家から持ってきているおにぎりを姉が食べている。このことが毎日続くため、母親は精神的にも体力的にも疲れきっている。父親は仕事の関係で子育てに参加することが少なく、母親一人が子育てに奮闘している。姉はいつも妹の通うことばの教室に同伴しており、ことばの教室の発達相談員よりアスペルガー障害の疑いがあると言われた。姉への対応の相談依頼が母親よりあり、発達支援室が対応した事例である。

妹は、ことばの教室で週1回指導を受けている。定期的にことばの教室担当者が園訪問を行い、妹への支援について園と連携を取りながら進めている。園では加配保育士がつき、きめ細かく対応している。学校では姉の不登校への対応をしてきたが、妹のことを踏まえての家族支援はなされてこなかった。園と学校が、それぞれの子どもに対して支援をしてきたのである。園と学校の支援の取り組みを図6に示す。

発達支援室がコーディネーターとなり、家族への支援を前提に、学校（担任・養護教諭・教育相談担当・教頭）と園の担当者（担任保育士・加配保育士・副園長）と発達支援室（保健師・指導主事・室長）が月に1回個別の調整会議を開き、互いに役割分担を決め関わることとした（図7）。妹への支援は、専門的な指導としてことばの教室を中心に、園では加配保育士が本児の気持ちにより添いながら、仲間関係を育て

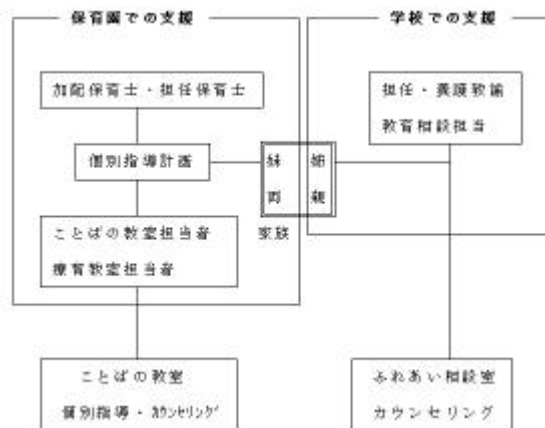


図6 園と学校での支援体制

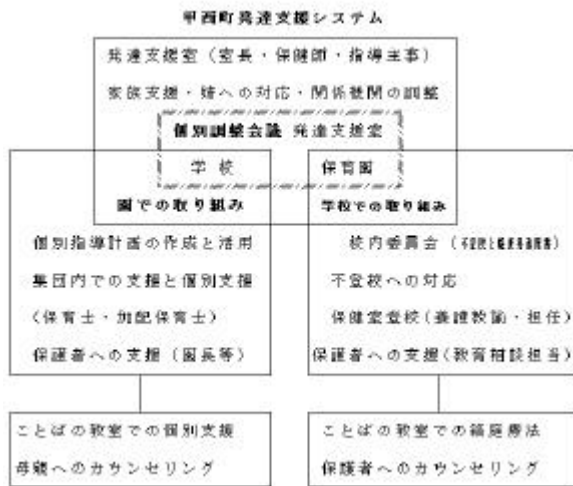


図7 発達支援システムとコーディネート

る支援を行った。姉への対応は、学校での保健室登校からの支援だけでなく、妹がことばの教室に通級するときには同伴し、箱庭療法を指導主事が実施した。母親へは、保健師が家庭のことや学校のことを聞きながら、母親の気持ちの安定を図っていった。父親へは発達支援室長が出会い、子どもへの関わり、特に姉への対応をお願いし、親子で活動する場を多く持ってもらうようにした。定期的な個別の調整会議で情報を共有し役割分担しながら関わったことにより、家族が安定し母親が落ち着いていった。そのことが、保健室登校においても本児の感情の安定が見られるようになっていったのである。現在、発達支援室保健師が定期的に家庭訪問を実施し、姉妹と母親を交えての遊びを展開している。家庭の状況を把握することができ、そのことを園や学校での支援とつなげるのである。

・学校組織と発達支援システム

町の発達支援システムと各小中学校における特別支援教育とが、徐々にリンクしながら、

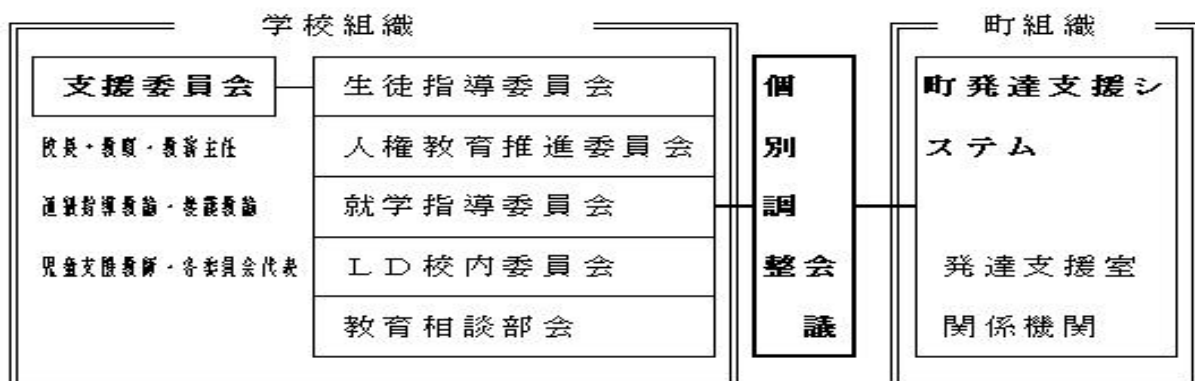


図8 学校組織と発達支援システム

組織的に個々の児童生徒の支援を行ってきている。図8に示したように、個々の事例に応じて学校と発達支援室が一体となって支援をしている。ここでは、学校の支援組織と町の発達支援システムの連携状況を提示し、特別支援教育における支援の在り方を述べたい。

A小学校では、以前より学習や行動に課題をもつ児童への対応は、生徒指導推進委員会や同和教育推進委員会、障害児教育委員会が支援してきた。4年前より文部科学省のモデル事業を受け、LD校内委員会を立ち上げ、特別支援教育コーディネーターと巡回相談員が中心となり軽度発達障害児への対応に取り組んでいる。しかし、LD校内委員会と各委員会との連携がスムーズではなく、軽度発達障害児と不登校児や虐待を受けている児童等が別々の部署で支援されている状況であった。そこで、関係部局を越えての関係課連携システム（発達支援室）の学校版である支援委員会を設置した。支援委員会のメンバーは、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、児童支援加配教師、養護教諭、校内適応教室担当教諭、通級指導教諭等、各委員会の代表が入る体制としている。支援委員会は月1回のペースで始まったが、当初の予想以上にその必要性和有効性が高いことを実感している。校内LD委員会は軽度発達障害児が中心であるが、支援委員会は不登校や虐待を受けている児童など支援の範囲を広げ、緊急度の高い子どもへの対応を行っている（図8）。

・考察

発達支援システムを構築して1年半が経過した。システムができてあっても、そのシステムを動かす人（教師や専門家、行政職員等）が、うまくシステムを活用しないと、個々の人達への支援は充分とは言えない。それぞれの部署で

の業務担当者が、いつも生涯にわたる一貫した支援を意識し、今目の前の人のニーズにどう答えるかが重要なのである。発達支援室や発達支援センターの職員でさえ、一貫した支援を意識することの難しさを実感している。

1. 生涯にわたる一貫したシステム

本町においては、甲西町発達支援システムとして取り組み、個別指導計画をベースにした生涯にわたる支援である。一貫した支援システムのモデルを、東京都教育委員会が教育相談マスタープラン(2003)として提示した。教育委員会が福祉、保健・医療機関と連携して障害のある子どものための教育相談ネットワークを構築し、将来設計に関する情報を提供するとともに、個別の支援計画を作成し、相談及び支援を行うというものである。保健、福祉、教育によるネットワーク連絡会を定例開催し、情報交換と合同研修会を行う。支援の内容は、将来の夢をはぐくむための個別の支援計画「子育て応援プラン」の提供、相談支援者リストを作成し(教育相談機関からの相談、心理、障害等の専門家・福祉関係機関からの発達や福祉に関する専門家・医療、保健機関からの保健や健康管理に関する担当職員や専門家等)活用、ネットワーク内での相談を確認し個人情報保護者の了解を得ての活用である。ネットワーク全体で受けとめる総合支援であり、幼稚園・保育所等の職員への支援である。東京都教育委員会が提示したネットワーク連絡会は、甲西町では発達支援室がこの業務を担い、「子育て応援プラン」は甲西町個別指導計画要綱といえる。東京都のプランは連携による支援であるが、甲西町は各課の担当者が発達支援室に兼務として集まり、業務を連携ではなく主管課の仕事として取り組むところに大きな違いがある。本町の1年半の取り組みからいえることは、関係課の連携(ネットワーク連絡会等)では、個々のニーズにどれだけ対応できたかの評価を、保健・教育・福祉が互いに客観的にできるのであるか。ライフステージに応じた縦の連携と、現時点での支援における関係課の横の連携の在り方の工夫が求められる。本町のシステムでは、各課の担当者の兼務から縦と横の連携によるサービスがスムーズに行われている状況である。今後、この保健・福祉・教育の連携の在り方の工夫が、一貫した支援ができるかどうかの鍵になると考えられる。

2. LD、ADHD等の児童生徒への教育支援を行う体制整備

文部科学省は、LD、ADHD等の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン作成にはいつている。全国どの地域においても、適切な特別支援教育体制が整備されるものである。特別支援教育に関わるそれぞれの立場、教育行政担当者、小中学校(学校経営、校内委員会、特別支援教育コーディネーター等)、専門家(専門家チーム、巡回相談)、保護者・本人へのガイドラインである。本町においては、特別支援教育モデル体制事業の委嘱を受けて、町内全部の小中学校10校で取り組んでいる。このモデル事業と甲西町発達支援システムをリンクさせ、学校を支えながら目の前の児童生徒を支援する。就学前から就学、卒業後と一人一人のニーズに応じた支援を、個々の事例ごとにきめ細やかに実施し積み上げていくことである。軽度発達障害児だけでなく、不登校や虐待を受けている児童生徒の支援も、甲西町発達支援システムと不登校児支援、虐待予防支援システムと合体させて取り組んでいる(図9)

また、特別支援教育はコーディネート機能の充実の程度により、支援に大きく差が出てくると予想される。そのため、特別支援教育コーディネーターと巡回相談員の専門性が課題となる。特別支援教育コーディネーターの研修と巡回相談員の養成が急務である。本町においては、特別支援教育コーディネーターの研修は県教育委員会の研修と合わせて、町単独の研修を実施している。本町の巡回相談員は発達支援室長と指導主事が兼務しているが、今後新たな相談員が必要となり早急に専門家の養成に取り組まねばならない。

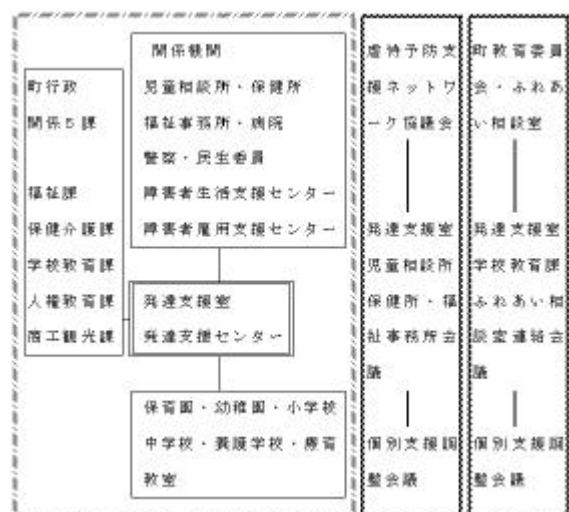


図9 甲西町発達支援システムと虐待予防支援・不登校支援

文献

- 1) 藤井茂樹・西谷淳・小西喜朗(2001):「障害児者への生涯にわたる支援構想(1) 発達支援室を司令塔として」. 日本特殊教育学会第39回大会発表論文集, (CD-ROM).
- 2) 藤井茂樹・西谷淳・小西喜朗(2002):「甲西町発達支援システム(1) 甲西町個別指導計画要綱とIEPネットワーク」. 日本特殊教育学会第40回大会発表論文集, 367.
- 3) 藤井茂樹・小山正(2003):「軽度の特別なニーズのある子どもと特別支援教育 甲西町発達支援システムによる支援を通して」. 岐阜大学教育学部研究報告(教育実践研究), 5,191-197.
- 4) 藤井茂樹・西谷淳・小西喜朗(2003):「甲西町発達支援システム(3) 発達支援システムとコーディネート機能」. 日本特殊教育学会第41回大会発表論文集, 367.
- 5) 小西喜朗・藤井茂樹・西谷淳・成田滋(2003):「甲西町発達支援システム(4) 個別の指導(支援)計画と特別支援教育の取り組み」. 日本特殊教育学会第41回大会発表論文集, 368.
- 6) 西谷淳・藤井茂樹・小西喜朗・成田滋(2003):「甲西町発達支援システム(4) 甲西町発達支援ITネットワークの現状と課題」. 日本特殊教育学会第41回大会発表論文集, 369.
- 7) 日詰正文(2002):「地域保健の実践から」小児の精神と神経, 42-3. 185-188.
- 8) 障害者基本計画(2003)「重点施策実施5カ年計画」.
- 9) 障害のある子どものための教育相談体系化推進事業運営会議(2003):「障害のある子どものための教育相談プラン」